

総務委員会委員長報告書

令和3年3月22日

総務委員会に付託されました議案8件、陳情1件の審査につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第1号「政府に「再審法改正」の意見書提出を求める陳情書」について申し上げます。

本陳情は、無実の者を救済するために「再審法改正」を求める意見書を地方自治法99条の規定により、関係機関に提出することを求めるものです。

また、本審査の過程において、議員間の自由討議が行われたことを申し添えます。

執行部からの見解は特になく、審査の過程における討論として、

1 2点指摘し、採択の立場で討論する。

疑わしきは罰せず、刑法の罪刑法定主義、刑事訴訟法の起訴前置主義という形がある。本陳情の主旨は、刑事訴訟法の改正で公判制度まで及ぶので、地方議会の役割を超える部分もあると思う。

ただ、その背景には人権が主眼であり、本陳情は採択すべきと考える。

また、2点指摘する。

- 1 冤罪と同時に被害者の心情や人権は大切であること。
- 2 真実を追究する視点も重要であること。

2 採択の立場で討論する。

冤罪は昔の話ではなく、現在でも絶えない。今継続している冤罪事件だけでも11件あり、過去に冤罪ということで「再審」が確定した事件は18件ある。

もちろん、その背景には、おびただしい数の冤罪事件があるとも言われている。冤罪は、国家による最大の人権侵害である。大きな壁となっているのは、二つの陳情項目であり、検察庁や警察の捜査方法にも問題はあるが、再審法の欠陥がこの間、大きな問題として浮かび上がってきていると思う。

よって、再審法改正を求める意見書を関係機関に提出すべきと考える。

3 採択の立場で討論する。

流山市議会は、陳情書にも書かれているように、「取り調べの可視化実現を求める意見書」を採択してきた経緯がある。陳情者からのご指摘いただいたが、数々の人権にかかわる意見書を採択してきた流れがある。

最近では、「選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書」や「男女共同参画社会の本格的実施を求める意見書」も採択してきた経緯もあり、人権感覚に配慮して、意識を高めてきた経緯を踏まえれば、絶対にあってはならない、無実なのに裁判で有罪が確定してしまうことを防いでいくということが必要である

と考える。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決定しました。

次に、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度流山市一般会計補正予算（第13号））」について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルスワクチンの接種が開始されることから、接種体制の確保等必要な事業費の予算措置について、特に緊急を要したため、令和3年1月14日付けで、令和2年度流山市一般会計補正予算第13号について専決処分したので、その承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ9,964万4千円を追加し、予算総額を952億4,552万6千円とするものです。

審査の過程における討論として、

- 1 3点要望し、賛成の立場で討論する。
 - 1 ワクチン接種のカギは、情報共有、安全性の確保、人員体制の強化であり、対応の徹底と必要な人員増については、しっかりやっていただきたい。
 - 2 ワクチン接種については、全市民的に大事業であることから、必要な事業費については、しっかり予算化を行い、対応していただきたい。

- 3 国際的なワクチン争奪戦が起こっていると言われてい
るので、冷静かつ世界的に流通させる計画を政府から世
界へ発信させていくよう要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり承認すべきもの
と決定しました。

次に、議案第3号「令和2年度流山市一般会計補正予算（第
14号）」について申し上げます。

本案は、令和2年度の国の第3次補正予算に基づき新たに経費
を計上するほか、決算的見地による補正などを行うもので、既定
の歳入歳出予算総額から、歳入歳出それぞれ3億6,708万
8千円を減額し、予算総額を948億7,843万8千円とする
ものです。

審査の過程における討論として、

- 1 反対の立場で討論する。

本補正予算は、決算的見地での会計が中心である。

反対する理由は、大きくは新型コロナウイルス感染対策の
取り組みの弱さと考えている。年末年始、医療提供体制が、
大変ひっ迫して、医療崩壊とまで言われた。2月の終わり
には、森田千葉県知事さえ、医療提供体制を崖っぷちとまで
指摘している。

しかし、今回の補正予算案には、医療提供体制について増額もされず、新しい制度の創設もない。さらには、財政調整積立基金の取り崩しがゼロという世界的感染症を前に、1円も取り崩しを行っていないのは、異常な体質ではないかと考えている。

2 賛成の立場で討論する。

以下4点が理由である。

- 1 本補正予算は、決算的見地であること。
- 2 財政調整積立基金が、概ね目標額をクリアしていると判断したこと。
- 3 地方創生臨時交付金の内訳や市独自の事業など担当部局で把握できていたこと。
- 4 南流山中学校の用地取得、債務負担行為の組み換え内容も確認できたこと。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、議案第30号「令和2年度流山市一般会計補正予算（第15号）」について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策事業として、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの高齢者施設等において、職

員に体調不良の者がいるなど施設の感染防止対策に不安や課題がある施設の全職員を対象にPCR検査を実施するために必要な経費を計上するもので、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2,035万9千円を追加し、予算総額を948億9,879万7千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 2点要望し、賛成の立場で討論する。

今回の制度創設は、早期保護のための検査拡大の第一歩と言えると考えている。是非とも、今回の制度をさらに介護関連以外の高齢者施設が様々あるが、そういうところへも広げ、また、無症状の方の高齢者施設の職員に対しても、さらに輪を広げ、早期保護に向けて全力を上げていただきたい。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号「流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、同法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象となる範囲が拡大されたことに合わせ、適合性判定の審査等に係る手数料を見直すほか、所要の改正を行うもの

です。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第4号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、職員の派遣が行える団体から独立行政法人都市再生機構を除き、新たに千葉県市長会を加えるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第5号「流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、学校運営協議会の委員の報酬を定め、監査委員の報酬額を改定するものです。

また、質疑終結前に加藤啓子委員から議案第5号に対する修正案が提出されたため、原案とあわせて議題としました。

この修正案の内容を申し上げますと、附則に、新型コロナウイルス感染症の流行中における議員選出の監査委員の報酬の額に関する特例として、当分の間、61,000円を50,500円と読み替える1項を加えるものです。

審査の過程における討論として、

- 1 2点要望し、修正案に賛成し、修正案を除く原案に賛成の立場で討論する。

議会選出の監査委員については、コロナ禍で苦しむ市民感情や、流山市議会とすると、昨年、議員報酬削減について議決した内容のものが、今年になって、取り消しとなっている不名誉な経緯もあるので、致し方ないと思う。

同時に、学校運営協議会委員の報酬については、教育行政の組織及び運営に関する法律の改正上、努力義務となっているが、本市における地区社協や戦略本部のボランティアの大奮闘という長い歴史を考慮すれば、柔軟な形態や多様性を認めて、地域や生徒、教職員の声が活かされる組織にゆっくり生み育てていただければと思う。

代表監査委員については、常勤化していて、能力をフルに発揮できる環境を整えていく準備を始めていただきたい。

- 2 修正案に賛成し、修正案を除く原案に賛成の立場で討論する。

修正案は、附則で特だしの部分があり、新型コロナウイルス感染症の流行中における議員選出の監査委員報酬額の特例を追加したことなど、質疑においてもクリアできた。

- 3 修正案に賛成し、修正案を除く原案に賛成の立場で討論する。

新型コロナウイルス感染症の関係で、市民がその収入に苦

慮している時に、敢えて議員選出の監査委員の報酬を上げることは、このコロナ禍でも報酬の削減がなかった議員にとって、さらに上乘せしていくことは市民の理解が得難いと考え

る。
よって、特例を設け、議員選出の監査委員の報酬額の改正については、当分の間、現行の50,500円に据え置く修正をした。

また、学校運営協議会委員の報酬を加えることについては、反対する理由もない。

がありました。

初めに、議案第5号に対する修正案について採決した結果、全会一致をもって可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について採決した結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第6号「流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、パートタイム会計年度任用職員の週休日における時間外勤務に係る報酬の支給について、正規職員と同様の割合で支給する規定を追加するとともに、報酬の端数処理に関する規定を整理するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第8号「財産の取得について（東洋学園大学校舎等）」について申し上げます。

本案は、学校施設として、東洋学園大学の校舎等を購入するものです。

また、本審査の過程において、議員間の自由討議が行われたことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

1 1点指摘し、賛成の立場で討論する。

指摘は、土地開発公社の財務状況を透明化して、定期監査をしっかりと受け、健全財政を維持し続けることである。

賛成理由として、

- 1 財源、お金の流れが質疑を通じて明確になったこと。
- 2 対象となる土地と建物について、売買契約上ポイントとなる事項は、審査の中で、ほとんどクリアできたこと。
- 3 長期的な視点もある程度確認できたこと。

2 反対の立場で討論する。

東洋学園との交渉においては、建物を居抜きで敷地とともに一括して40億円程度で購入すると仄聞していた。

しかしながら、補助金の関係で、分割で年度を分けて財産を取得すると説明があり、今回の財産の取得については、南

流山中学校にするための建物の部分ではなく暁星国際学園に貸与する予定部分の取得であり、総務委員会では現地を確認しておらず、現場を視察するための会期中の継続審査を申し出たが、否決された。

継続審査ができないとなると、この大きな財産の取得が、のちのち市民のためになるのか、人口減少してきたところに老朽化したまま返却されるなどを考えると、この施設の取得が市にとって負の財産にもなりかねないとのリスクなどを、十分検討する時間が取れず判断がつかない。

また、市民参加の対象外として、地域住民の意見も十分に聴く機会を持っておらず、市民参加をうたってきた市長の方針にも疑問を抱く。普通に考えれば、最初に東洋学園と交渉をしていた暁星国際学園が当該部分を購入すべきであり、市が暁星国際学園に貸す部分の金利まで市税で払って購入する意味がわからない。市政経営を健全にしていこうと言っていた市長は、市長就任当時市有地はなるべく売却して学校用地にしても公園用地にしても借りることを基本にしてきたはずであることを考えれば、東洋学園から暁星国際学園が取得して一部を市に貸与してもらう方が市長の方針にあっていると考える。

また、市税23億円で購入した流山セントラルパーク駅前の一等地も年間1000万円の安価で暁星国際学園に50年もの間、貸し続ける契約をしていることも、その小学校に通っている市民は、全体で29パーセントしかおらず、定員割れもしており、市民のための施設とはなっていないこともあ

り、また、同じ学校法人に市税で優遇することは市民のメリットになっているとは考えられない。

よって、暁星国際学園の開校の時期に合わせて、市税で借金し、利息も払うことには市民に対するメリットが見当たらない。

3 反対の立場で討論する。

新型コロナウイルス感染症のもとで、今、何をやるべきかが問われている。そういう中で、一般財源として、6億4千万円ものお金を投入し、土地を購入するわけだが、その購入した目的の中には、南流山中学校の移転先用地とならない部分を買収するという中身になっている。

また、その南流山中学校として使うエリア以外の場所については、私立中学校用地の移転先用地として、情報が出てきているなど、公立中学校と私立中学校が隣接するなど、ありえない状況が今、この財産取得議案の中に盛り込まれていると考えている。

大事なことは、東洋学園大学を購入した土地については、南流山中学校をどうやって移転し、そしてより良い教育環境をどう作るかが最優先でなければならないと思う。

それでも、使わないエリアについては、保健所の機能の設置など、千葉県とも交渉して感染対策のために、一歩でも二歩でも前進させる土地の有効活用も含めて色々と市民の皆さんと協議をして市有地の有効活用を図っていくべきと考える。

がありました。

また、本審査の過程におきまして、継続審査の申し出がありましたが、採決の結果、継続審査の申し出については3対4をもって否決されたことを申し添えます。

採決の結果、4対2をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務委員会の委員長報告を終わります。